

てくのクテ

2021年4月1日より総額表示が義務化されます

■「総額表示」の意義

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます。)を含めた価格を表示することをいいます。

■対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

B to B = Business to Business 企業が企業に向けて商品やサービスを提供する取引

B to C = Business to Consumer 企業が個人に対して商品・サービスを提供する取引

C to C = Consumer to Consumer 一般消費者が一般消費者にものを売るビジネスモデル
総額表示対象の取引は **B to C** になります。

総額表示対象の取引



13,200(税込)

総額表示対象外の取引



12,000(税別)

■価格表示を行っていない場合

総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

国税庁ホームページ抜粋 > <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>

『てくのクテ』は、知っている方、知らない方を問わず、ITに関する色々な疑問???や、テクノ産業から皆さまにお伝えしたいことなどを配信したいと考えております。

-お問合せ先-

TEL 0287-62-6010 FAX 0287-62-8998

E-mail : techno@tecowl.co.jp

2021年4月 テクノ休日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

気温もあがり
春らしい季節が来たてくのお！
統計では4月が1年中でいちばん
風が強いと言われていててくのお！
風といえば台風をイメージするてくのお！
早春の時期は、三寒四温というように
低気圧と高気圧が交互に往来して気温の
変化が繰り返して起きているてくのお！
4月に雪っていうのもあるかもてくのお！
これによって体調を崩してしまうことが
ないようにてくのお！も体調管理は
万全にしていってくのお！



株式会社

テクノ産業

〒325-0033 栃木県那須塩原市埼玉371-8
URL : <https://www.tecowl.co.jp/>



- 那須高原のIT工房 -

総額表示の内容を確認しましょう

■具体的な表示例

例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します（例示の取引は標準税率10%が適用されるものとして記載しています。）

●ポイント

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

例えば、「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

◆総額表示に【該当する】価格表示例

13,200円 13,200円(税込) 13,200円(税抜価格12,000円)
13,200円(うち税1,200円) 13,200円(税抜価格12,000円、税1,200円)
12,000円(税込13,200円)

左記の場合、表示義務違反ではありませんが、税込価格も大きく表示したほうが誤解が生じないでしょう。

◆総額表示に【該当しない】価格表示例

12,000円(税抜) 12,000円(本体価格) 12,000円+税

■対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

■総額表示義務のない場合

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示、チラシあるいは商品カタログにおいて、「あらかじめ」価格を表示する場合を対象としていますから、見積書、契約書、請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

■総額表示義務のこんな時どうする？

●数量によって合計額が異なる場合

総額表示に伴い、店頭のプライスカードでは、1個または1ℓ等の価格を表示していたが数量が多くなるにつれ合計額が異なる場合はプライスカード等で記載しておく必要があります。

SALE SALE SALE

1ℓ 1,155円(税込)

ご清算の際、合計額が異なることがあります。

●値引き販売における価格表示

価格表示の「○割引」あるいは「○円引き」とする表示自体は「総額表示義務」の対象とはなりません(値札等に表示されている値引前の価格は「総額表示」としておく必要があります)なお、値引後の価格を表示する場合には、「総額表示」とする必要があります。

SALE 16,500円(税込)
30%off

SALE 30%offで
11,550円(税込)

●割合で価格を表示した場合

手数料等を金額を割合で表示する場合は、その手数料にかかる消費税額を含めた割合を表示しておきます。

販売手数料の3.00%

販売手数料の3.30%